

「しあわせバイ信州運動」シンボルマークの使用に関する規程

令和6年10月9日制定
長野県産業労働部産業政策課

(目的)

第1条 この規程は、「私たちの消費行動で、信州のゆたかな未来を選択しましょう」を理念とし、県内の経済循環を高めるため県産品の購入や、県内での消費行動を拡大していく「しあわせバイ信州運動」を促進するに当たり、しあわせバイ信州運動シンボルマーク（以下、「シンボルマーク」という。）の利用に関し必要な事項を定め、もって県民の意識醸成、行動変容の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、シンボルマークは別紙に掲げるデザインとする。

(シンボルマークに関する権利)

第3条 シンボルマークに関する一切の権利は、長野県（以下、「県」とする。）に属する。

(使用の申請)

第4条 シンボルマークを使用しようとする者は、しあわせバイ信州運動シンボルマーク使用許可申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、長野県知事（以下、「知事」という。）に申請するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りではない。

- (1) 県が使用するとき
- (2) 県内市町村が使用するとき
- (3) 県内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (5) 県が主催又は共催となって実施するイベント等で使用するとき
- (6) その他知事はその使用を適当と認めたとき

(使用の許諾)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、使用を認めるときは、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をすることができる。また、必要があると認める場合は、シンボルマークの使用方法その他について、条件を付すことができる。

2 知事は、使用許諾を行ったときは、使用許諾通知書（様式第2号）を申請者に送付し、使用を許諾しない場合は、使用不許諾通知書（様式第3号）を送付する。

(使用できる者の範囲)

第6条 シンボルマークを使用できる者は、第4条第1項各号に掲げる者又はしあわせバイ信州運動の意義に賛同し、共に運動を進めるしあわせバイ信州運動パートナーとして登録している者とする。

(使用対象)

第7条 シンボルマークの使用対象は、しあわせバイ信州運動の推進を目的とした取組で、その内容が公益目的（非営利）であり、次の各号に掲げる項目に該当しない場合に使用できるものとする。

- (1) しあわせバイ信州運動の推進又は正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあるとき
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき
- (4) その他使用することを県が不適切と認めた場合

2 営利目的での使用については、しあわせバイ信州運動の趣旨を踏まえ、次の各号の全て又はいずれかに該当する場合のみ、使用できるものとする。この場合、シンボルマークを使用しようとする者は、「長野県PRキャラクター『アルクマ』」の使用に関する規程により申請すること。

- (1) 県産の農畜産物や木材等を使用していること
- (2) 県内で製造されていること

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条の規定による使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、長野県PRキャラクター「アルクマ」使用マニュアル及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る対象物の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) デザインA及びBについては、アルクマに近接して「©長野県アルクマ」を明示すること。
- (4) シンボルマークは、別紙に規定するサイズ（デザインA及びBについては最小サイズ以上、デザインCについては原寸サイズのみ）により使用すること。
- (5) シンボルマークに近接して、しあわせバイ信州運動を推進している旨の記載を明示するよう努めること。

(使用許諾の期間)

第9条 シンボルマークの使用許諾期間は、使用許諾書に記載の期間を厳守することとする。ただし、使用者は当該使用許諾を受けた事項を変更しない場合に限り、使用許諾期間満了後においても、在庫整理の期間として、引き続きシンボルマークを使用できるものとする。

(使用料)

第10条 シンボルマークの使用に係る使用料については、当分の間、無料とする。

(許諾内容の変更)

第11条 使用者が、許諾された内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用変更許可申請書（様式第4号）を知事に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 知事は前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときはこれを許諾し、使用者へ変更許諾通知書（様式第2号）を送付する。

(使用許諾の取消し)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し使用物件などの回収などの措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用者が第5条の使用許諾に付した条件に違反した場合

- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第7条第1項各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他シンボルマークの使用が不適當であると認められた場合

2 県は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 知事は、使用者にシンボルマークの使用状況などについて報告させ、又は調査することができるものとする。

4 知事は、使用許諾の取消しの取消しを行ったときは、使用者に使用許諾取消通知書（様式第6号）を送付する。

（経費等の負担）

第13条 県は、使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第14条 県は、シンボルマークの使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、シンボルマークを使用した制作物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

3 使用者は、シンボルマークの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

（苦情の処理）

第15条 使用者は、シンボルマークの使用に関して苦情があった時は、使用者が誠意をもってその責に任じ、必要な措置を講じなければならない。

（情報の公開）

第16条 知事は、シンボルマークの使用促進を図る観点から、使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

（事務）

第17条 この規程に関する事務は、長野県産業労働部産業政策課が行う。

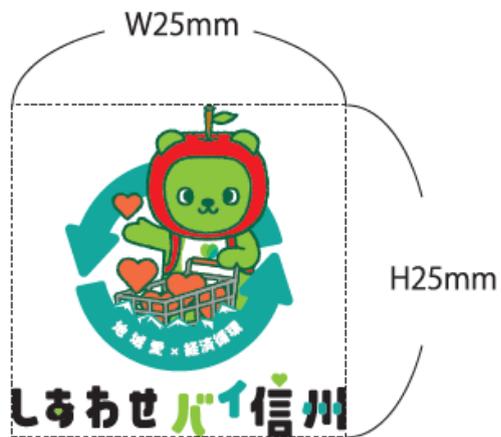
（補則）

第18条 この規程に定めるもののほか、シンボルマークを使用する場合の取扱い等について必要な事項は、知事が別に定める。

附則 この規程は、令和6年10月9日から施行する。

別紙

デザインA（縦組み/最小サイズ）



デザインB（横組み/最小サイズ）



デザインC（原寸サイズのみ）



しあわせバイ信州運動シンボルマーク使用許可申請書

年 月 日

長野県知事 様

申請者 所在地
 団体名
 代表者

しあわせバイ信州運動を推進するため、
 下記のとおり「しあわせバイ信州運動」シンボルマークを使用したいので申請します。

記

使用申請の 対象物の名称		
使用申請の 対象物の種別	<input type="checkbox"/> 公益目的（非営利）での使用 <input type="checkbox"/> 営利目的での使用 ※ 本申請書の対象外 「長野県PRキャラクター『アルクマ』」の使用に関する規程により申請すること	
使用期間	<input type="checkbox"/> 使用許諾の日から2年間 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
対象物の詳細	数量	
	活用予定箇所	
添付資料	使用申請の対象物の概要書 使用申請の対象物の見本 会社・団体概要書 等	
しあわせバイ信州運 動パートナー登録	<input type="checkbox"/> 登録済 <input type="checkbox"/> 未登録 ※ 使用できません	
連絡先	担当者名 住所 〒 電話 電子メール	
申請内容の公開	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
備考		

※継続使用の場合は備考欄に使用許諾番号を記載してください。

様式第2号

しあわせバイ信州運動シンボルマーク使用（変更）許諾通知書

年 月 日

団体名

代表者

様

長野県知事

（公印省略）

年 月 日付けで申請のあった「しあわせバイ信州運動シンボルマーク」の使用（変更）許可申請については、次のとおり許諾します。

1 許諾内容

2 許諾番号

3 使用期間

（4 許諾条件）

様式第3号

しあわせバイ信州運動シンボルマーク使用（変更）不許諾通知書

年 月 日

団体名

代表者

様

長野県知事

（公印省略）

年 月 日付けで申請のあった「しあわせバイ信州運動シンボルマーク」の使用（変更）許可申請については、次のとおり不許諾とします。

理由

しあわせバイ信州運動シンボルマーク使用変更許可申請書

年 月 日

長野県知事 様

申請者 所在地

団体名

代表者

年 月 日付けで提出した使用許可申請書（令和 年 月 日付け使用許諾通知書）
 について、下記のとおり許諾内容を変更したいので申請します。

記

使用申請の 対象物の名称		
使用申請の 対象物の種別	<input type="checkbox"/> 公益目的（非営利）での使用 <input type="checkbox"/> 営利目的での使用 ※ 本申請書の対象外 「長野県PRキャラクター『アルクマ』」の使用に関する規程により申請すること	
使用期間	<input type="checkbox"/> 使用許諾の日から2年間 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
対象物の詳細	数量	
	活用予定箇所	
添付資料	使用申請の対象物の概要書 使用申請の対象物の見本 会社・団体概要書 等	
連絡先	担当者名 住所 〒 電話 電子メール	
申請内容の公開	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
備考		

様式第5号

しあわせバイ信州運動シンボルマーク使用許諾取消通知書

年 月 日

団体名

代表者

様

長野県知事

(公印省略)

年 月 日付けで申請(許諾番号)のあった「しあわせバイ信州運動シンボルマーク」の使用(変更)許可申請については、「しあわせバイ信州運動」シンボルマークの使用に関する規程第12条の規定により、その使用を不相当と判断したので許諾を取消します。

理由